

総合的な ADR の制度基盤の整備について

- ADR 検討会におけるこれまでの検討状況等 -

平成 15 年 7 月

司法制度改革推進本部事務局

総合的な ADR の制度基盤の整備について - ADR 検討会におけるこれまでの検討状況等 -

1. 平成 13 年 6 月に提出された「司法制度改革審議会意見」では、裁判所、行政機関、民間団体等が提供する仲裁、調停、あっせん等の裁判外の紛争解決手続 (以下「ADR¹」という) について、「ADR が、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである」とされ、そのための課題として、「関係機関等の連携強化の促進」と「総合的な ADR の制度基盤及び仲裁法制の整備」の二つが挙げられている。
2. 司法制度改革推進本部事務局では、この意見にのっとりた検討作業を進めてきた。まず、「関係機関等の連携強化の促進」に関しては、ADR の拡充・活性化関係省庁等連絡会議 (平成 14 年 6 月設置) において、関係省庁等が関係機関等の連携を強化するために、当面、横断的・重点的に取り組むべきと考えられる施策を「ADR の拡充・活性化のための関係機関等の連携強化に関するアクション・プラン」²として取りまとめた (平成 15 年 4 月) ところである。
3. 他方、「総合的な ADR の制度基盤の整備」に関しては、「ADR 検討会 (座長 : 青山善充成蹊大学教授)」 (平成 13 年 12 月設置) において、これまでに 20 回の会合を開催し、総合的な ADR の制度基盤を整備するために必要な方策について、関係者のヒアリング等を通じて ADR の現状を把握するとともに、今後のあるべき姿を見据えながら検討を行ってきた³。その結果、ADR 検討会としては、今後、ADR に関する基本的な法制を整備することを前提に、この段階で、更に幅広い意見を踏まえた上で、制度の詳細を詰めていくことが適当ではないかと考えるに至った。
4. そこで、司法制度改革推進本部事務局では、総合的な ADR の制度基盤の整備に関し、ADR 検討会での検討状況等も踏まえ、ADR に関する基本的な法制を整備する場合に必要な検討事項全般について、別添のとおり、考え得る選択肢も含め、今後更に検討を深めるべき論点をお示しした上で、広く意見を求めるものである。

¹ ADR とは、Alternative Dispute Resolution の略である。

² 司法制度改革推進本部のホームページ (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/>) 参照。

³ 司法制度改革推進本部のホームページ参照。

別 添

総合的な ADR の制度基盤の整備について

- ADR 検討会におけるこれまでの検討状況等 -

目 次

検討に当たっての基本的考え方	-----	1
第一 検討の対象とする ADR の範囲	-----	4
1．ADR に関する基本的な法制における「ADR」の範囲 【論点 1】	-----	5
2．ADR に関する基本的な法制における相談手続の位置付け	-----	7
	【論点 2】	
第二 基本的事項	-----	8
1．ADR に関する基本理念	【論点 3～5】	9
2．国の責務等	【論点 6】	12
3．地方公共団体の責務	【論点 7】	13
4．ADR に係るサービスの提供者等の役割	【論点 8】	14
5．国民の役割	【論点 9】	14
第三 一般的事項	-----	15
1．公正な手続運営の確保義務（努力義務）	【論点 10】	16
2．ADR 機関に関する一般情報の提供義務（努力義務）	【論点 11】	18
3．質の高い ADR の担い手の確保に関する義務（努力義務）	-----	19
	【論点 12】	
4．サービス提供に関する重要事項の説明義務	【論点 13】	21
5．主宰者の有する一定の事実の開示義務	【論点 14】	23
6．秘密の保持義務	【論点 15】	26
第四 調停手続法的事項	-----	29
1．調整型手続から裁断型手続への移行に関する手続ルール	-----	30
	【論点 16～17】	
2．調整型手続に関する一般手続ルール	【論点 18】	35

第五 特例的事項 ----- 37

1 . ADR を利用した紛争解決における時効の中断	【論点 19 ~ 20】 -- 40
2 . ADR における和解に対する執行力の付与	【論点 21】 ----- 46
3 . ADR を利用した場合の調停前置主義の不適用	【論点 22 ~ 23】 -- 51
4 . ADR の手続開始による訴訟手続の中止	【論点 24 ~ 25】 -- 55
5 . 裁判所による ADR を利用した和解交渉の勧奨等 -----	59
	【論点 26 ~ 27】
6 . 民事法律扶助の対象化等	【論点 28】 ----- 62
7 . 専門家の活用	【論点 29 ~ 34】 -- 64
8 . 特例的事項の適用における ADR の適格性の確認方法 -----	76
	【論点 35 ~ 40】

第六 各事項の適用対象 【論点 41】 ----- 87

参考資料

- 参考 1 司法制度改革の三つの柱
- 参考 2 司法制度改革審議会意見(抄)
- 参考 3 司法制度改革推進計画(抄)
- 参考 4 ADR 検討会の開催状況
- 参考 5 ADR 検討会名簿
- 参考 6 わが国の ADR の分類(例)
- 参考 7 ADR の手続の類型化フローチャート
- 参考 8 諸外国における最近の ADR を巡る動向(未定稿)
- 参考 9 紛争解決手続の選択と法的効果等
- 参考 10 時効中断効の付与に関する議論の背景(第4回 ADR 検討会資料より)
- 参考 11 時効中断効の付与のオプション(補足)(第5回 ADR 検討会資料等より)
- 参考 12 執行力の付与に関する議論の背景(第5回 ADR 検討会資料より)
- 参考 13 執行力付与のオプション(補足)(第5、6、18回 ADR 検討会資料等より)
- 参考 14 現行の主な債務名義(付与のプロセス等)(第5回 ADR 検討会資料等より)
- 参考 15 ADR(調整型)と裁判(所)との手続面の制度的連携~考えられるオプション~
(第6回 ADR 検討会資料より)
- 参考 16 ADR 主宰者に求められる能力(イメージ)(第7回 ADR 検討会資料より)
- 参考 17 ADR における専門家の活用(論点の補足)(第8回 ADR 検討会資料より)
- 参考 18 民事法律扶助制度の概要とADR の位置付け(第8回 ADR 検討会資料より)
- 参考 19 ADR 検討会委員提出意見 (論点 20、30、36、37、40 部分の脚注関係)